

# 延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」

## 指定管理者募集要項

公の施設である延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」の設置目的を効果的・効率的に達成するため、施設の管理業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

### 1 対象施設の概要

- (1) 名称 延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」（以下「拠点施設」という。）
- (2) 所在地 延岡市松山町1-4
- (3) 施設の設置目的  
遊びと交流の場の提供、発達相談や育児相談を含めた子育ての相談及び助言、子育ての情報の収集及び提供、子育ての講習の実施、病後児保育事業、及び一時預かり事業等を実施することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備する。
- (4) 建物構造 鉄骨コンクリート造2階建て  
敷地面積 6,124.41㎡  
延床面積 1,538.71㎡
- (5) 施設内容
  - ・屋内（1階）：センターホール、賑わい広場、プレイルーム、調理室、多目的室、図書室・学習コーナー、事務室、授乳室、トイレ他
  - ・屋内（2階）：一時預かり保育室、病後児保育室、保護者交流スペース、相談室、洗濯・シャワー室、トイレ他
  - ・屋外：園庭、砂場、駐車場、駐輪場他

### 2 応募の資格等

- (1) 応募資格
  - ア 法人その他の団体であること。
  - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する当該施設に係る防火管理者を設置すること。
  - ウ 子育てに関する相談や支援、子育ての情報の収集や提供等に関する実績を有していること。
- (2) 欠格事項  
法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができません。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。
  - イ 延岡市又は宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。

エ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている。

オ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。

カ 法人等又は法人等の役員が国税及び地方税を滞納している。

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

また、指定管理者として指定された後に、上記の欠格事項に該当した場合、指定が取り消される場合があります。

### 3 選定基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減を図られるものであること
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること
- (5) 施設を管理運営するにあたりアピールしたいこと

### 4 指定管理者が行う業務

- (1) 子どもとその保護者等の遊びと交流の場の提供に関する業務
- (2) 発達相談や育児相談を含めた子育ての相談及び助言に関する業務
- (3) 子育ての情報の収集及び提供に関する業務
- (4) 子育ての講習等の実施に関する業務
- (5) 病気の回復期にある児童の保育に関する業務
- (6) 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う業務
- (7) 拠点施設、附帯設備等の維持管理に関する業務
- (8) 拠点施設の利用許可に関する業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

なお、詳細については、別紙仕様書のとおりです。

### 5 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

### 6 指定管理料

- (1) 指定期間5年間の総額は332,985,000円（上限額）とします。

- (2) 拠点施設の管理にかかるすべての費用は、利用料金収入、指定管理料その他の収入をもって充てるものとします。延岡市が支払う指定管理料の金額及び支払方法については、締結する協定書によって定めます。
- (3) 指定管理料は、概ね四半期ごとの支払いを基本とします。ただし、施設の特異性や事業計画等によりこれにより難しい場合は、市と指定管理者が協議して決定するものとします。
- (4) 指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減等指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、精算による返還を求めません。また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、補填は行いません。
- ただし、指定管理料の内、国県補助制度を活用する以下4事業については、毎年度末に実績報告をもって精算し、既支払額と補助基準額に差額が生じた場合、返還又は追加給付を行います。
- ①地域子育て支援拠点事業（重層的支援体制整備事業交付金）
  - ②病後児保育事業（子ども・子育て支援交付金）
  - ③一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金）
  - ④児童福祉サービス利用者支援事業（重層的支援体制整備事業交付金）
- (5) 指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、独立した預金口座を開設してください。

## 7 利用料金制に関する事項

利用料金の額は、延岡市子育て支援総合拠点施設条例別表第1及び第2に定める金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めることとなっております。

なお、当該利用料金は指定管理者自らの収入とすることができます。

## 8 自主事業の企画提案

施設の設置目的等を踏まえて、自主事業の企画提案を行ってください。

例えば、「こども誰でも通園制度」やアウトリーチ支援等の国の施策を踏まえた自主事業、また、本市の子育て関連施設と連携する自主事業など。

なお、実施にあたっては、自主事業に係る事業計画書等を作成し、事前に市と協議を行う必要があります。

## 9 運営に際する目安

(1) 年間利用者人数：約30,000名

(2) 年間利用料金収入額：約20,000円（多目的室の利用料）

※病後児保育事業と一時預かり事業の利用料については、子ども・子育て支援交付金交付要綱の規定に基づき、各事業費内で会計処理をします。

(3) 指定管理料（支払限度額）：年額66,597,000円（各国県補助事業の事業費を含む。）

【上記の内訳】

科目		金額 (円)		備考
事業	費目	費目別	合計	
管理・運営	人件費	14,316,000	28,001,000	統括責任者1名、主任1名、会計1名、臨時職員1名 詳細は別紙参照
	需用費	4,040,000		
	役務費	1,892,000		
	委託料	1,980,000		
	使用料及び賃借料	1,073,000		
	一般管理費	4,700,000		
地域子育て支援拠点事業 (1) 一般型	基本分(6日型常勤職員配置)	9,739,000	14,122,000	毎年度末に実績報告をもって、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和5年9月7日こ成事第481号)」に基づき精算し、既支払額と補助基準額に差額が生じた場合、返還又は追加給付を行う。
	子育て支援活動の展開を図る取組(6・7日型)	2,847,000		
	特別支援対応加算	1,111,000		
	育児参加促進講習休日実施加算	425,000		
病児保育事業 2 病後児対応型	基本分	6,032,000	10,797,000	左記4事業の上 限額は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和5年9月7日こ成事第481号)」第四次改正時の交付基準額にて算定している。
	利用児童数加算(300~399人)	3,760,000		
	当日キャンセル対応加算(150回以上)	1,005,000		
一時預かり事業 (1) 一般型	基本分(1,500人~2,099人)	4,797,000	5,947,000	
	基幹型施設加算	1,150,000		
児童福祉サービス利用者支援事業 (1) 基本型	ア 基本分 ① 基本I型(週5日以上開所)	7,730,000	7,730,000	
合計			66,597,000	

10 施設の目的外使用に関する事項

施設を目的外に使用する場合は、市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。(多目的室の利用を除く。)

## 1.1 募集要項の配付

(1) 配付場所 延岡市健康福祉部こども保育課

〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7017

FAX 0982-22-1347

※市のホームページからもダウンロード可能です。

(2) 配付期間 令和6年7月1日(月)から令和6年9月2日(月)まで

(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日曜日、祝日を除きます。)

## 1.2 質問及び回答

質問等がある場合は、電子メール、郵送又はFAXにより申し込んでください。

(1) 受付期間 令和6年7月1日(月)

～

令和6年7月16日(火)午後5時15分までに必着

(2) 受付先 募集要項配付場所に同じ

(3) 回答日 令和6年7月17日(水)

(4) 回答先 質問した事業者に対して回答します。また、市のホームページに質問と回答内容を掲載します。

(5) 回答方法 郵送、FAX又はメールで行います。なお、質問が多数あった場合は、随時回答します。

## 1.3 提出書類

応募する際には、別紙仕様書を参考にし、(1)の書類を各1部、(2)の書類を各6部(正本1部・副本5部)提出してください。

副本5部については、事業者名及び事業者の特定が可能なロゴマーク等を記載しないでください。

(1) 参加申込書等

①参加申込書兼誓約書

②地方税に滞納が無いことの証明

③国税に滞納が無いことの証明

④暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

⑤契約実績を証明する書類

(2) 提案書等

①指定管理者指定申請書(様式1)

②事業計画書(様式2)

③収支予算書(様式3)

④申請団体の概要(様式4)

⑤役員等名簿(様式5)

⑥誓約書(様式6)

⑦主要業務実績(任意の様式)

※本事業の業務との関連の有無に関わらず、主要な実績を記載してください。

⑧自主事業計画書（任意の様式）

※仕様書において定める業務以外に、本施設において行う予定である自らの責任・費用により実施する事業について記載してください。

⑨当該申請団体の登記事項証明書（法人でない場合は、これに類する書類）

⑩当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）

⑪その他市長が別に定める書類

#### 1.4 提出期限

(1) 参加申込書等

令和6年7月19日（金） 午後5時15分までに必着（郵送可）

参加可否通知は令和6年7月22日（月）に通知します。

(2) 提案書等

令和6年9月2日（月） 午後5時15分までに必着（郵送可）

#### 1.5 提出先

募集要項配付場所に同じ

#### 1.6 選定方法

(1) 延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）により、書類審査、プレゼンテーション審査を行います。

(2) 選定会議において、選定基準（別表参照）に基づいて審査を行い、採点結果の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定します。

※候補者選定の要件として、「採点合計が総配点の100分の60以上を満たすこと」とします。

#### 1.7 選定結果の通知

応募者全員に、令和6年9月下旬に文書にて通知します。

#### 1.8 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

(1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。

(2) この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。

(3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。

(4) その他不正行為が認められたとき。

#### 1.9 損害賠償等

(1) 指定管理者として選定された申請団体が議会の議決直後に辞退した場合、市は、当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。

- (3) 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やか（遅くとも3ヶ月前まで）に通知しなければなりません。

## 20 その他

- (1) 指定管理者は、令和6年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 提出書類は、お返しできません。
- (4) 提出された書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。

## 21 問い合わせ先

〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路2番地1

健康福祉部こども保育課子育て支援係

TEL 0982-22-7017

FAX 0982-22-1347

Email [jidoh@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:jidoh@city.nobeoka.miyazaki.jp)

## 別表

### 審査基準・配点

- (1) 市民の平等な利用が確保されること  
関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、  
遵守が見込まれるか。また、情報公開・個人情報保護にかかる措置が  
適切に講じられる見込みがあるか。 (5点)
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること  
① 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 (5点)  
② 自主事業計画書の内容は適切か。 (30点)  
(自主事業1件につき5点加算し、加算上限を3件とする。  
併せて、提案内容の評価配点は1件につき最大5点とする。)  
③ 利用者に対するサービス向上は適切か。 (10点)  
④ 利用者の満足度や要望の把握及びその実現策は適切か。 (5点)
- (3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること  
① 総合的に収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みが  
あるか。 (5点)  
② 経費節減のための方策は適切か。 (5点)  
③ その他の管理経費の設定に無理はないか。 (5点)
- (4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること  
① 法人等の経営状況に問題はないか。 (5点)  
② 施設の管理業務に係る職員体制(配置計画・研修計画・緊急時の対応等)  
は十分なものか。 (10点)  
③ 施設管理を安定的に行う能力を期待することができるか。 (10点)
- (5) 施設を管理運営するにあたり、アピールしたいこと  
子育て支援に関する取組みの実績を有しているか。 (5点)

合計 100点



【別紙】指定管理料（管理・運営分）積算内訳

費目	詳細	
人件費	総括責任者	1名
	主任	1名
	その他の職員	1名
	臨時職員	1名
需用費	消耗品費	
	燃料費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
役務費	通信運搬費	インターネット料 固定電話・携帯電話料
	保険料	損害賠償保険料
	点検費	受電設備点検料 エレベーター点検料 空調点検料 浄化槽点検・清掃料 消防点検料
委託料	一般廃棄物処理費	
	自動ドア点検費	
	害虫駆除費	
	警備費	
	清掃費	
使用料及び賃借料	賃借料	公用車 OA機器
一般管理費	上記合計額に、国土交通省「土木工事標準積算基準書」に基づき、算出したもの（100,000未満の端数切り捨て） $=(\text{上記合計額}) \times (-4.97802 \times \text{LOG}(\text{上記合計額}) + 56.92101) / 100$	